



# 愛研技術通信



## 100号に寄せて

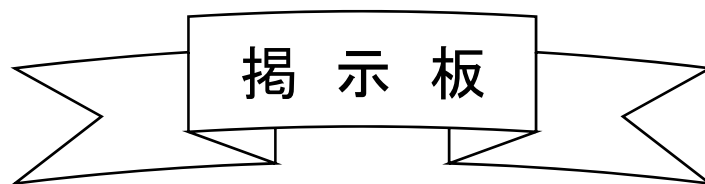
代表取締役社長 鎌田 務

愛研技術通信の第1号は2006年(平成18年)12月1日に発行され、現在に至る約8年の間、ほぼ毎月、その時々々の環境問題や社会の流れを追い記事を掲載してきました。弊社の40年余の歴史の中では最近の8年間に過ぎませんが、この100号の発刊に際しては、2007年の世界金融危機、わが国の政権のめまぐるしい変動などの様々な出来事や、弊社と社会の様々な変化に改めて思いを致しております。

当初の本誌は社員のコミュニケーションを担うための社内誌でしたが、追って社外にも情報発信をさせていただくものとなり、それに連れて性格や内容も一部は変わってまいりました。しかし、当時編集を担当した田中庸央さんが、「一人ひとりが持っている様々な情報、企画、知識などをお互いが共有し、各人のモチベーションの向上なり、スキルアップにつなげることを目指す」と発刊の目的を、締めくくりには「一緒にやろうよ、分かち合おうよ、学ぼうよ、仲間をつくろうよ、楽しくやろうよ」と書かれたことは、今も同じに感じます。

この「愛研技術通信」を肩肘張らずに気軽にお読みいただくことで、新たな情報、知識や何らかの契機を得ていただき、更には社内外のコミュニケーションの活性化にもつながればと思っております。引き続き御愛読を賜りますようお願い申し上げます。





## 法令・告示・通知・最新記事・その他

### ○ ESD ユネスコ国際会議が開催されました

この11月10日から12日までの3日間、持続可能な開発のための教育（ESD）に関するユネスコ世界会議が名古屋市熱田区の名古屋国際会議場で行われました。

約100か国から閣僚級を含む1000人以上が参加し、地球の未来についてさまざまな分野からの議論が行われました。日本政府は、優れた事例に奨励金を与える「ユネスコ日本ESD賞」の創設を表明しました。

最終日の12日には、ESDの重要性と促進を訴え今後のESD活動の指針となる「あいち・なごや宣言」を全会一致で採択して閉会しました。

「あいち・なごや宣言」では、気候変動や生物多様性の保持、防災など世界的な課題に対し全ての国がESDを促進する必要性を強調し、先進国と途上国とも貧困撲滅や環境保護、経済成長などに取り組むこと、若い世代を巻き込み持続可能な開発のための意思決定や能力育成を強化すること、ユネスコ加盟国は学校教育や生涯学習、職能開発などにESDを取り入れること、などの行動方針を示しています。

### ○平成26年度「ウォームビズ」について

この冬のウォームビズについて、10月に環境省が報道発表した資料からご紹介します。

そのなかで、楽しく、温かく、快適に過ごすためのアイテムやアイデア、アクション等をプラスする「WARMBIZ + ONE（ウォームビズ・プラス・ワン）」、みんなで暖かいところに集まる「WARM SHARE（ウォームシェア）」の取り組みが新しいライフスタイルの契機となるか注目されます。みなさまも、それぞれに取り組みまれてはいかがでしょうか。

### 平成26年度「ウォームビズ」について

（平成26年10月17日 環境省報道発表資料 抜粋）

環境省では平成17年度から、冬の地球温暖化対策の一つとして、暖房時の室温20℃で心地良く過ごすことのできるライフスタイル「WARM BIZ」（ウォームビズ）を推進しています。

今年度も11月1日から3月31日までをウォームビズ期間とし、エネルギー全般の使い方を見直しながら、各主体が低炭素社会の構築に向けたビジネススタイル・ライフスタイルに変革することを目指し、オフィスや家庭でできる「ウォームビズ」の普及啓発を進めていきます。

また、昨年度に引き続き、「ウォームビズ」の取組に更にもう一つ、楽しく、温かく、快適に過ごすためのアイテムやアイデア、アクション等をプラスする「WARMBIZ + ONE」（ウォームビズ・プラス・ワン）や、一人ひとりが暖房を使うのではなく、みんなで暖かいところに集まることでエネルギー消費の削減につなげる「ウォームシェア」を様々な主体と連携して呼び掛けていきます。

#### 1. 「ウォームビズ」について

環境省ではCO<sub>2</sub>を始めとする温室効果ガス排出量の削減のため、平成17年から過度な暖房使用を控えながらも快適に過ごす「WARM BIZ」（ウォームビズ）の実践を、自治体、民間企業、各家庭に対して呼び掛け、室温20℃を目処に適切な暖房機器の使用を啓発してきました。

これまでの「ウォームビズ」の取組に更にもう一つ、楽しく、温かく、快適に過ごすためのアイテムやアイデア、アクション等をプラスして訴求する「WARM BIZ + ONE」（ウォームビズ・プラス・ワン）というテーマを今年度も継続し、様々な企業・団体が呼び掛ける「プラス・ワン」を公式WEBサイト等で紹介します。また、国民一人ひとりが、もう一つアイデアをプラスして、ライフスタイル全般で「ウォームビズ」の取組が更に広がるよう呼び掛けていきます。

「ウォームビズ」の一環として、「WARM SHARE（ウォームシェア）」も呼び掛けます。「ウォームシェア」とは、一人ひとりが暖房を使うのではなく、家族や御近所で一つの部屋に集まったり、暖房を止めて街に出かけたり、みんなで暖かいところに集まることでエネルギーの節約につながるというものです。

みんなで集まることで、暖かさだけではなく、楽しさや、嬉しさもシェアできます。また、暖房を止めて街に出かけることで街の活性化にもつながります。

- ・ウォームビズ期間：2014年11月1日～2015年3月31日
- ・公式WEBサイト特設ページURL：<http://funtoshare.env.go.jp/warmbiz/>  
(以下省略。環境省のホームページなどをご覧ください。)

### 平成26年度「ウォームビズ」について（第2報）

（平成26年10月28日 環境省報道発表資料 抜粋）

環境省では平成17年度から、冬の地球温暖化対策の一つとして、暖房時に室温20℃で心地良く過ごすことのできるライフスタイル「WARM BIZ」（ウォームビズ）を推進しています。

また、ウォームビズの一環として「WARM SHARE」（ウォームシェア）という家庭や地域で楽しみながら節電を行う取組を呼び掛けています。

一人ひとりが暖房を使うのではなく、家族やご近所で一つの部屋に集まることや、暖房を止めて街に出かけることでエネルギーの節約につながるというものです。

今冬、「ウォームビズ」及び「ウォームシェア」の取組を更に拡大するため、様々な主体と連携して普及啓発を行うこととしており、下記のような連携施策を実施することになりましたのでお知らせします。

(以下省略。環境省のホームページなどをご覧ください。)



## ○「水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令」の公布について（お知らせ）

（平成 26 年 11 月 4 日環境省報道発表資料 抜粋）

「水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令」が本日公布され、平成 26 年 12 月 1 日から施行されることになりましたので、お知らせいたします。

今回の省令改正は、カドミウム及びその化合物について、排水基準を 0.1mg/L から 0.03mg/L に、地下水の浄化措置命令に関する浄化基準を 0.01mg/L から 0.003mg/L に改正するものです。

### 1. 改正の趣旨

環境基準の値は、国内外における最新の科学的知見に基づいて設定しており、排水基準の値は、こうした科学的知見を踏まえ、水質汚濁に関する環境基準の維持・達成、水質汚濁の防止、ひいては国民の健康を保護するために必要な水準として設定されるものです。

カドミウムについては、平成 23 年 10 月に、公共用水域の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準の基準値が 0.01mg/L から 0.003mg/L に変更されました。

今般の省令の改正は、これを受けて、新たな環境基準の維持・達成が図られることを前提とし、カドミウム及びその化合物の排水基準及び地下水の浄化措置命令に関する浄化基準を変更するものです。

### 2. 改正の概要

(1) カドミウム及びその化合物の排水基準を 0.1mg/L から 0.03 mg/L とし（排水基準を定める省令の一部改正）、地下水の浄化措置命令に関する浄化基準を 0.01mg/L から 0.003mg/L とする（水質汚濁防止法施行規則の一部改正）。

(2) 改正後のカドミウム及びその化合物の排水基準に対応することが著しく困難と認められる一部の工場・事業場（4 業種）に対しては、以下の暫定排水基準を設定する。

#### 1) 金属鋳業

暫定排水基準 : 0.08mg/L

適用期間 : 本改正省令施行の日から 2 年間（平成 28 年 11 月 30 日まで）

#### 2) 非鉄金属第 1 次製錬・精製業（亜鉛に係るものに限る）

暫定排水基準 : 0.09mg/L

適用期間 : 本改正省令施行の日から 3 年間（平成 29 年 11 月 30 日まで）

#### 3) 非鉄金属第 2 次製錬・精製業（亜鉛に係るものに限る）

暫定排水基準 : 0.09mg/L

適用期間 : 本改正省令施行の日から 3 年間（平成 29 年 11 月 30 日まで）

#### 4) 溶融めっき業（溶融亜鉛めっきを行うものに限る）

暫定排水基準 : 0.1 mg/L

適用期間 : 本改正省令施行の日から 2 年間（平成 28 年 11 月 30 日まで）

### 3. 施行期日

平成 26 年 12 月 1 日

注：この省令は、第 99 号で既報の「水質汚濁防止法に基づく排水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目の許容限度の見直しについて（答申）」に基づくものです。

つれづれ水紀行

第 16 回 大野市の名水（福井県大野市）

「福井」の名は、清らかな水が豊かにあふれることに由来する（「ふくいのおいしい水」：福井県）とあるように、福井県には各所に名水があることに改めて気付かされる。このコラムでも既に若狭地方の小浜市などを取り上げたが、今回は越前地方の山間部にある大野市。ここは昭和、平成それぞれの名水百選にも1件ずつ選定されているまさに名水の街である。織田信長の部将金森長近以来の城下町で、「亀山」には城が復元され、格子状を成す城下町の区画に小ぢんまりと落ち着いた町並みを残している。大野市のある大野盆地は、荒島岳や経ヶ岳などの山々に囲まれ九頭竜川などの河川に潤されて全体が大きな水瓶に例えられ、街なかや郊外にいくつもの湧水がある。市役所で散策マップや名水に関する資料をいただき、徒歩で回ることにした。

代表的な湧水は、昭和の名水百選に選ばれた御清水（おしょうず）と、平成の名水百選に選ばれた本願清水（ほんがんしょうず）である。



(写真：御清水、本願清水)

「御清水」があるのはその名のとおり泉町と呼ばれる地域で、お城にも近く、かつては武家屋敷が並び、家中の人々が生活用水として湧水を利用するとともに、城主の米を研ぐ水に使ったことから「殿様清水」とも呼ばれていた。しつけの厳しい武家屋敷の人々は、この湧水を常に清潔に保つよう、上流から順に飲料水、果物などを冷やす場、野菜などの洗い場、と定めて使っていたとのことで、流れに沿って長い屋根が掛けられているのは、その名残であろう。訪れたときも、近所の方が周囲の掃き掃除をしておられ、清潔さが印象的だった。さすがに大野を代表する湧水で、何の取材かたまたまモデルさんとビデオカメラが入っていた。

もう一方の「本願清水」は、市街から少し外れた糸魚（いとよ）町にあり、その名のとおり絶滅危惧種の淡水魚「イトヨ」の生息地で、天然記念物にも指定されている。かつては周辺に数多くあったというイトヨの生息する湧水が数少なくなったが、ここには市の立派な資料館「イトヨの里」が作られイトヨについて学習できるし、一部ガラス張りの地下室から湧水池に棲むイトヨを窓越しに観察できる。職員さんが丁寧に説明してくれ、初夏だけではなく秋に入ったこの時期もイトヨの繁殖期に当たるそうで、鮮やかな婚姻色になっているオスが巣を守る姿やメスがそれに近づく姿などが観察できた。



(写真：街なかの湧水の一つ「芹川清水」、街なかの造り酒屋さん)

地図をポケットに街なかを歩くと、他にもいくつかの湧水に出合える。中心部の商店街はここもいま一つ活気が無いが、朝市の開かれる七間町や、東の寺町など昔の風情の残る街、そして、良い水を生かしていくつもある醸造屋さんを見ながら歩くのは楽しく、ついつい地酒を手にして帰途についた。

アクセス：北陸自動車道または東海北陸自動車道経由、名古屋から車で約3時間

### 編集後記

ESD ユネスコ国際会議がこの11月10日から12日に開催され、「あいち・なごや宣言」という成果が残されました。

いっぽう、その開会の日には日中首脳会談が行われたニュースも入ってきました。世界から注目されている当面の東アジアの緊張の緩和だけでなく、とかく難しい隣人同士、少しずつであっても相互理解を深める方向に向かうことが望まれます。また、衆議院の解散と年内の総選挙についても報道され、何かと慌しい年の暮れを予感させます。

この第100号は、月初めから少し遅れた発行となり、本年の最終号となります。これから寒い冬、慌しい年末に向けて、各位におかれてはせいぜい御自愛され、良い年をお迎えください。(A.F.)

### 業務のご案内

**【水質調査】**

工場排水、河川水、地下水、飲料水、水道水、プール水 等

**【土壌】**

地歴調査、土壌汚染状況調査、底質調査、溶出・含有試験 等

**【大気・空気調査】**

排ガス調査（施設排出ガス・ばい煙調査）、臭気・悪臭分析 等

**【作業環境測定】**

特定化学物質、粉じん、有機溶剤、金属、放射線、騒音、石綿 等

**【騒音・振動測定】**

騒音レベル、振動加速度レベル、工場騒音、建設騒音、交通騒音 等

**【建物環境調査】**

建材中石綿含有量、気中石綿濃度、シックハウス調査、遮音性能調査 等

**【細菌・毒性試験】**

微生物検査、動物実験 等

**【ダイオキシン類分析】**

大気、水質、底質、土壌等のダイオキシン類濃度 等

**【環境負荷物質調査】**

R o H s / E L V 指令対応

その他各種測定・分析・調査 お気軽にお問い合わせ下さい。



株式会社 愛 研

(<http://www.ai-ken.co.jp>)

本 社 〒463-0037 名古屋市守山区天子田 2-710

電話(052)771-2717 FAX(052)771-2641

半田営業所 〒475-0088 半田市花田町 2-65

電話(0569)28-4738 FAX(0569)28-4749